

令和 6 年 能登半島地震及び
令和 6 年 9 月 20 日からの大雨被害による被災地支援
八王子市災害ボランティアリーダー養成活動助成金
～「八王子のチカラ」を結集した仕組みを活用ください～



[はじめに]

八王子市社会福祉協議会では、大規模災害の復旧復興活動をボランティアで行う八王子市民を支援して被災地支援を行うとともに、八王子市が被災した際、ボランティアリーダーとして活躍していただく人材を養成して、地域の防災力を高めることを目的とする「災害ボランティアリーダー養成活動助成事業」を平成 25 年 7 月より実施しています。

令和 6 年 1 月 1 日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により、石川県内で最大震度 7 が観測され、新潟県、富山県、石川県、福井県を中心に大きな被害が発生しました。また令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による影響で仮設住宅が浸水するなどの被害も新たに発生しており、復興には長い期間と多くの「人手」が必要になると想定されます。

本会では、この「令和 6 年能登半島地震」、「令和 6 年 9 月 20 日からの大雨」で被災された方々を支援するため、八王子市民の被災地支援ボランティア活動に対して「災害ボランティアリーダー養成活動助成事業」を実施します。なお、本助成事業の実施にあたっては、市民の募金や民間企業の寄付などによる「災害ボランティアリーダー支援金」を原資としています。

この助成事業は、被災地を支える人(ボランティア)、それを支援する人(寄付者)、多くの市民の皆さんのが関わる事業であり、まさに「八王子のチカラ」を結集した仕組みですので、有効に活用いただきますようお願い申しあげます。

1. 助成対象

(1)助成対象活動

令和6年能登半島地震及び令和6年9月20日からの大雨により災害救助法の適用された被災地での被災地支援ボランティア活動で次の①②いずれも満たす活動であること。

①令和6年2月23日以降の活動

②3名以上の市民(市内在住・在勤・在学の方、除く小学生以下)で行った活動

(2)助成対象者

次の①から②をいずれも満たす者であること。

①助成対象活動を行った者のうち、活動を取りまとめたボランティアリーダー(リーダー1名につきリーダーを含めて最大15名までとする)。

②活動者全員が反社会的勢力、若しくは、公序良俗に反するまたは、社会的に指摘されている問題を抱えている団体との関係を有しているものないこと。

(3)助成条件

次の①から④をいずれも満たすこと。

①ボランティアリーダーは、本会が主催する災害ボランティアリーダー(運営スタッフ)養成講座を受講して、登録する意欲があること。

②この助成制度を希望する活動者全員は、今後、八王子市及び社会福祉協議会が要請する災害支援ボランティア活動に可能な限り応じること。

③活動者全員が各自のe-mailアドレスを本会に提示するとともに、可能な限り本会ボラ情報LINEにお友達登録する。

右のQRコードから登録ください。



④ボランティアリーダーは、活動者全員が安心して安全に活動するための配慮をすること。具体的には、無理のない旅程を立てることや事故発生時に備えた賠償責任補償、傷害補償保険に加入すること。

(4)助成対象経費

①交通費(ガソリン代、電車賃等)

②物品購入費等(被災地支援ボランティア活動に必要と認められる事務消耗品、機材、工具類その他物品の購入費又は借上料)※飲食費は除く。

③宿泊費(被災地支援ボランティア活動の実施期間におけるホテル、旅館、民宿等の宿泊施設に係る宿泊費[基本料金以外の追加料金を除く、活動前日及び当日が対象])

④保険料(ボランティア活動保険、天災危険保障プラン等に係る東京都社会福祉協議会が定める基準額の範囲内において加入した保険の保険料)

2. 助成金額

当該災害につき1回限り、一人につき30,000円を上限とする(端数が生じる場合、1,000円未満は切り捨てとなります)。

※申請のあったボランティアリーダーに対して本会が承認した人数分を助成する。

3. 助成申請期間

令和6年2月26日から助成枠が一杯になるまで受付先着順

※申請状況は、本会ホームページ(<https://www.8-shakyo.or.jp/>)にて随時公開しますので、申請する前に必ずご確認ください。最終期限については被災地の復興状況等により、別途本会ホームページでお知らせします。

4. 申請方法

様式第1～4号に記入・添付の上、直接下記窓口にて申請ください。(郵送は不可)

※添付書類を必ずお持ちください。

返還しませんので必要に応じてコピー等しておいてください。



5. 添付書類

①助成金対象者が市内に住所を有し、又は通勤若しくは通学していることを証する書類(写し可)

②ボランティア活動の実績が証明できるもの(写し可)

・被災地の社協が運営する災害ボランティアセンター発行した活動証明書等

③領収書(原本)

・助成対象となる物品購入費の購入先のレシートまたは領収書

④助成金の振込先の金融機関の口座名義及び口座番号の確認ができる書類(写し可)

⑤予め右上のQRコードからアンケートに回答(対象者全員)のうえ、窓口に申請してください。

6. 受付窓口

八王子市社会福祉協議会 総務担当 住所:八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所8階

電話:042-620-7338 FAX:042-623-6421 受付時間: 8時30分から17時まで

7. 助成方法

提出いただいた申請書類を審査し、助成決定及び、その助成金額を決定させていただきます。結果については、申請受付後2週間以内に文書で通知させていただきます。

交付が決定した場合、助成金は申請書に記入された口座に振り込みます。

※事務手続きの都合上、遅れる場合もありますので、ご了承ください。

※振込み手続きがスムーズに行えるよう、通帳の写し(口座番号が分かる物)を添付してください。

8. その他

本会は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたと認める交付決定者に対し、当該助成金の全部又は一部を返還させるとともに、特に悪質な事案については警察や弁護士と連携し刑事告訴も辞さない厳正な対応を実行します。

八王子の想い 被災地に届けよう！！

～ 注意事項 ～

1. 助成対象活動は、令和6年能登半島地震及び令和6年9月20日からの大雨により甚大な被害を受けた地域において、災害ボランティアセンター等からの要請に基づく復興支援ボランティア活動に限ります。必ず現地災害ボランティアセンター等のホームページでボランティア受入条件を確認のうえ、活動にあたってください。
※搬送のみを目的とする活動は対象となりませんのでご注意ください。
2. 助成申請期限は助成枠が一杯になるまでの期限です。(最終期限については被災地の復興状況等により、別途本会ホームページでお知らせします。)
3. 助成は、受付先着順となります。また、申請書類に不備があると受付出来ません。申請に際しては、社協ホームページで申請状況を必ず確認してください。
4. 助成対象者は、中学生以上となりますのでご注意ください。※ボランティア活動は、自発的な意思に基づくものです。一定の基準を設けさせていただきました。
5. 複数回活動された方でも、申請は助成対象となる災害それぞれにつき1回のみとなります。1回の活動でかかった費用を確認して選んだ上でご申請してください。(2回行ったため、2回分の交通費の合計を申請する等はできません。)※日帰りまたは、宿泊された方は一度の往復を1回分とみます。
6. この助成金を利用された方(ボランティアリーダー以外の方も)は、被災地での活動を活かし、八王子が有事の際、多くのボランティアをまとめるボランティアリーダーの候補者となり得る方です。積極的な関わりを期待しています。
7. 交付が決定された場合、助成対象者全員に通知します。
8. 構成員全員で活動した期間があり、都合(仕事や学校など)によりボランティアリーダーと往路・復路で同一行程が出来なかつた方は、様式第5号を提出してください。なお、八王子近郊(概ね関東地方)での別行動については提出を省略します。
※全員で活動した日を対象とします。

お問い合わせ先

社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会

福祉総務課 総務担当 電話:042-620-7338